

会計検査院関係

1 概要

会計検査院は、憲法 90 条及び会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出その他の会計の検査を行い、その結果を毎年度の決算検査報告として取りまとめ、内閣に提出している（例年 11 月初旬）。

この決算検査報告は、内閣から国会に提出され、国会の決算審査（衆議院決算行政監視委員会、参議院決算委員会）を行う際の資料として活用されている。

2 実地検査の状況

会計検査は、書面検査と実地検査の二つの方法により行われる。

平成 30 年度の実地検査については、平成 30 年 10 月から令和元年 6 月までの間に 12 局（所）及び 55 署に対して行われた。

国税庁本庁に対する実地検査については、例年 2 回実施されており、第 1 回目は平成 31 年 2 月中旬に実施され、第 2 回目については本年 7 月 16 日（火）～18 日（木）に実施されることが決定している。

本年 7 月の本庁実地検査においては、各税事務の現状の説明及び支出に関する検査のほか、テーマ別項目に対する検査が行われる予定である。

決算検査報告に掲記される事項等の概要

